

公示第284号

松本空港における航空機と陸地との間の交通場所
及び貨物の積卸場所の指定について

関税法第24条第1項の規定による松本空港における本邦と外国との間を往来する航空機と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所を下記のとおり指定したので、同法施行令第22条第1項の規定により公告する。

令和6年12月13日

名古屋税関長 廣光俊昭

記

交通場所及び積卸場所		制限
交通場所	1. 旅客ターミナルビル2階保安検査場から搭乗待合室及び搭乗ゲートを経て航空機に至る通路。 2. 航空機から入国審査施設入口、入国審査ブースを経ての税関検査場へ至る通路。	出国する旅客及び乗組員の交通に限る。
		入国する旅客及び乗組員の交通に限る。
積卸場所	1番、2番及び3番の各スポット	